

(目的)

第1条 この要綱は、東京二十三区清掃一部事務組合(以下「一組」という。)が運用するホームページ(以下「一組ホームページ」という。)への広告の掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告審査の基本的な考え方)

第2条 一組は、広告を審査するに当たり、法令、条例、この要綱等の規定、区民への影響、公共性、公益性、社会通念及び社会経済状況に十分配慮するものとする。

(広告掲載の基準)

第3条 掲載する広告は次のいずれにも該当しないものとする。なお、具体的な基準は別に定める。

- (1) 広告媒体の公共性又はその品位を損なうおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するおそれがあるもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に該当するもの
- (4) 政治上その他の主義主張を表明し、推進し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの
- (5) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は特定の政党を推薦し、支援し、又はこれらに反対することを目的とするもの
- (6) 宗教活動に関わるもの
- (7) 単に人の名称を周知するにすぎないもの
- (8) 広告内容が一組の事業の円滑な運営に支障をきたすおそれがあるもの
- (9) 法令、条例、この要綱等の規定に違反し、又はそのおそれがあるもの

2 前項に規定するもののほか、広告の内容について、総務部長が不適当と認めたものについては、掲載しない。

(広告審査委員会)

第4条 前条の基準に基づく審査を行うため、東京二十三区清掃一部事務組合広告審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

- 2 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。
- 3 委員長には、総務部長の職にある者を充てる。
- 4 委員には、広報を主管する課長(以下「主管課長」という。)、総務部総務課長、施設管理部管理課長及び建設部計画推進課長の職にある者をそれぞれ充てる。
- 5 前項の規定にかかわらず、委員長は、必要があると認めるときは、事案に関係のある職員を委員に加えることができる。
- 6 委員会は、委員長が招集し、委員長を除く全委員のうち過半数の出席をもって成立する。
- 7 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 8 委員長に事故があるときは、第4項に定める順序により、その委員が職務を代理する。
- 9 委員会の議事は、出席した委員(委員長を除く。)の過半数を持って決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。
- 10 委員長は、必要があると認めるときは、事案に関係のある者を委員会に出席させ、その意見又は説明を聴くことができる。
- 11 委員会の庶務は、総務部総務課が処理する。

(広告の規格及び掲載位置)

第5条 一組ホームページへ掲載することができる広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ 幅120ピクセル、高さ60ピクセル
 - (2) ファイル形式 G I F ・ J P E G ・ P N G形式(アニメーション形式のものを除く。)
 - (3) ファイルサイズ 16キロバイト以内
- 2 主管課長は、広告原稿が前項で定める規格に適合しないときは、広告原稿の修正を求めることができる。
 - 3 広告原稿の修正又は取消しにより、損害が生じても、一組は一切の責任を負わないものとする。
 - 4 広告の掲載は次条に規定するトップページ下端部とし、位置は一組が指定する場所とする。

(広告掲載料及び掲載可能枠数)

第6条 広告掲載料(以下「掲載料」という。)は1か月あたり1枠10,000円とし、トップページ下端部に最大8枠まで掲載可能とする。

(掲載期間)

第7条 広告の掲載期間の区分は、1月、3月、6月、9月又は12月の5区分とする。

- 2 前項の掲載期間は、広告を掲載する月の初日から起算して1月、3月、6月、9月又は12月目に当たる月の末日までとする。
- 3 掲載期間中、一組の都合によりホームページを休止又は閉鎖したときは、その期間に応じて次のとおり広告の掲載期間を延長する。
 - (1) 1時間を超え24時間以内 1日
 - (2) 24時間を超え48時間以内 2日
 - (3) 48時間を超えたとき 閉鎖した日数に1日を加えた日数

(掲載の申込み)

第8条 一組ホームページに広告の掲載を希望する者は、一組が指定する日までに広告掲載申込書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添付して、総務部長に申し込まなければならない。

- (1) バナー広告原稿
 - (2) 一組ホームページに掲載する広告の内容を明らかにする書類
 - (3) 初回の申し込み時においては、広告を掲載する事業所の事業内容及び社歴等がわかるもの(会社案内パンフレット等。)
 - (4) 資格、免許等を必要とする業種については、資格又は免許の写し、諸証明書の写し等
 - (5) その他、一組が必要とする書類
- 2 前項の規定による申込みは、1対象者につき1広告までとする。

(広告掲載の決定等)

第9条 総務部長は、前条第1項の規定による申込みがあったときは、先着順により関係書類を審査し、掲載を適当と認めるときは、広告掲載決定通知書(別記第2号様式)により、掲載を不適当

と認めるときは、広告掲載不承認決定通知書(別記第3号様式)により当該申込みをした者に通知する。

(掲載料の納付)

第10条 前条の規定により広告掲載の決定を受けた者(以下「広告主」という。)は、第6条に定める掲載料を総務部長が指定する期日までに一括して納付するものとし、期日までに納付されなかった場合、掲載決定を取り消すものとする。この場合、広告掲載決定取消通知書(別記第4号様式)により、広告主に通知する。

(掲載料の返還)

第11条 既に納付された掲載料は、還付しない。ただし、一組が広告主の責によらないと認めるときは、掲載料の一部又は全部を還付することができる。

(広告主の責任)

第12条 広告主は、掲載した広告に関する一切の責任を負うものとする。

(広告掲載の削除)

第13条 総務部長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告の掲載を削除することができる。この場合、広告掲載削除通知書(別記第5号様式)により広告主に通知する。

(1)法令、条例、この要綱等の規定に違反したとき。

(2)虚偽の申請をしたとき。

(3)広告主が、社会的信用を著しく損なう行為を行ったとき。

(4)広告の掲載の決定後に、当該広告が第3条に規定する基準に適合しない事実が判明し、又は生じたとき。

(5)その他総務部長が必要と認めるとき。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年12月1日から施行する。